

あなたの会社に違法コピーがないと言い切れますか?

コンピュータソフトウェアの違法コピー。

実は経営者の知らないところで起こっている可能性があります。

社内で「うっかり」、「知らず知らずに」違法コピーが行われたとしても、ソフトウェアの使用者や経営者がどのような行為が違法コピーとなるかを知らないと違法コピーを防止することができません。

下記の事例をチェックしてください。

あなたの会社は大丈夫ですか?

このような行為は違法コピーです。

- ●仕事で急に普段使用しないソフトウェアを使う必要になったため、他のパソコンで使用されているソフトウェアを「すぐにアンインストール(削除)するから大丈夫だろう」と考えインストールした。
- ●新しく購入したパソコンに、今まで使っていたソフトウェアをインストールし直し、古いパソコンのソフトウェアをアンインストールしないまま他部署に回した。
- ●仕事を自宅に持ち帰って行うため、会社で使用しているソフトウェアの CD-ROM を持ち帰り、自宅のパソコンにインストールした。
- ●必要台数分のソフトウェアの購入を申請したところ、 予算の都合で購入本数を減らされたが、業務上どうし ても必要だったため、ソフトウェアを必要台数分イン ストールした。
- ●パソコンを購入する際、販売代理店の営業マンが、「これはサービスです」と言って、注文していない市販のソフトウェアもインストールしてくれた。しかし、よく確かめてみるとパッケージ(ライセンス)が入っていなかった。
- ●業務で必要なソフトウェアの購入が認められなかった ため、インターネットから海賊版ソフトウェアを入手し、 インストールした。



- ■正規品でない海賊版ソフトウェアを入手し、パソコンにインストールすること。
- ■正規に購入したソフトウェアであっても、認められたインストール可能台数を 上回るパソコンにインストールすること。

が違法コピーとなります。

↓ 違法コピーはあなたとあなたの会社に 大きなダメージを与えます

①違法コピーは著作権法違反です。

コンピュータソフトウェアは著作権法で保護されており、違法コピーは著作権法に違反する行為です。会社などが組織ぐるみで意図的に違法コピーを行った場合、代表者や従業員などの個人では10年以下の懲役刑又は1,000万円以下の罰金刑(またはこれらの併科)、法人で3億円以下の罰金刑となります。

違法コピーは知らなかったでは済まされない重大な犯罪なのです。

		刑事罰(著作権法)	民事責任				
	企業·団体等	3億円以下の罰金	○組織の意向による違法コピーに対する 損害賠償責任 ○上司が知らないところで行われた違法 コピーに対する損害賠償責任				
	代表者	10年以下の懲役又は1,000万円 以下の罰金(またはこれらの併科)	○代表者が積極的に関与した違法コピー に対する損害賠償責任○従業員が自分の判断で行った違法コピー を放置したこと対する損害賠償責任				
	従業員	10年以下の懲役又は1,000万円 以下の罰金(またはこれらの併科)	○従業員が自分の判断で行った違法コピー に対する損害賠償責任				

②違法コピーが発覚すると多額の損害 賠償を請求されることも。

違法コピーの代償は刑事罰だけではありません。著作権者であるソフトウェアメーカーから損害賠償を求められることになります。ソフトウェアメーカーからの報告によると、違法コピー1案件あたりの平均和解金額は1,200万円を超えています。

加えて、株式会社である場合には、役員は株主代表訴訟を提起され、会社が支払った損害賠償金などを求償される可能性もあります。さらに、多くの場合は、会社の代理人である弁護士へ和解交渉を依頼する費用も発生しますし、損害賠償を支払っても、必要なソフトウェアは改めて別途購入することになります。

このように、違法コピーは、損害賠償のみならず、多額の損出を会社に もたらすことになるのです。

正規に 購入した場合	店頭小売価格		
違法コピーが 発覚した場合	店頭小売価格	損害賠償金 メーカー希望小売価格×一定の倍率	訴訟費用 弁護士費用

■ 1案件あたり当たりの平均和解金額の推移 2,000万円 1,500万円 約1,290万円 約1,280万円 約1,225万円 1,000万円

2008年

2007年

【違法コピーが裁判となった例】

〈ケース1〉

2001年5月、ソフトウェアメーカー3社が、大手司法試験予備校を相手取り、 組織内の違法コピーの損害賠償を求めて東京地裁に提起していた訴訟の判 決が下されました。裁判所は、大手司法試験予備校の著作権侵害を認め、約 8,500万円の損害賠償の支払いを命じました。

〈ケース2〉

2006年

2003年10月、ソフトウェアメーカー3社が、バソコンスクールとその経営者を相手取り、組織内の違法コピーの損害賠償を求めて大阪地裁に提起していた訴訟の判決が下されました。裁判所は、パソコンスクールの著作権侵害を認め、約4,000万円の損害賠償の支払いを命じました。判決ではパソコンスクールのみではなく、その経営者個人にも認められ、また、実際にインストールされていたソフトウェアのみでなく、既に消去されていたのものについても、痕跡が残っていたものについては、インストールがあったものと認めました。

③違法コピーが発覚すると社会的信用も失います。

違法コピーが発覚して企業が失うものはお金だけではありません。違法コピーという「法令違反」が企業の中にあったことが発覚すれば、社会的信用は 一気に失墜してしまいます。

0

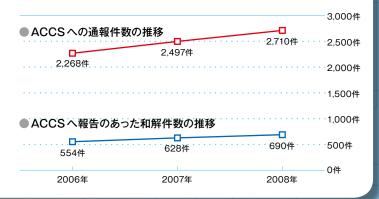
違法コピーは必ず発覚します

違法コピーは会社の内部で行われるので、自分たちが黙っていれば外部 には発覚しないだろうと考えていませんか?

従業員の離転職の増加や就業形態の変化、公益通報者保護法の施行、 コンプライアンス(法令遵守)意識の浸透、インターネットを通じて誰でも 情報発信ができる状況の中で、自分の会社だけは違法コピーが発覚しないと 言い切れるでしょうか。

企業や団体による違法コピーについて報道されているケースは氷山の 一角にすぎません。実際には和解等で解決したため公表されていない 事件のほうがはるかに多くあるのです。

ACCSには違法コピーに関する情報が寄せられており、その多くは元従業員や現従業員による内部告発です。



違法コピーは防止できます

このように、違法コピーは経営上の重大リスクであるにもかかわらず、不注意や甘い認識で行われている可能性があります。

違法コピーを防止するためには「ソフトウェア管理」の実施が必須です。ソフトウェア管理を行うことで、ソフトウェア購入費の削減、コンピュータ システムの安定なども期待できます。

全社的なソフトウェア管理の徹底には、経営者が「違法コピーは犯罪であり許さない」という方針を社員に明示して、トップダウンで管理を指示する ことが不可欠となります。

是非ソフトウェア管理を実施してください。

まずは、ソフトウェア管理の第一段階として以下の3つの手順で現状把握をしてください。

- ① 正規に購入したライセンスの総数(ソフトウェアパッケージ、ソフトウェアプログラムの総数など)を把握します。
- ② 実際にコンピュータにインストールされているソフトウェアの総数を把握します。
- ③ ①と②の総数を比較照合(ソフトウェアの監査)し、一致しているか確認します。

ACCSでは、ソフトウェア管理のための各種マニュアルをご用意しております。

ACCSのWebサイト「ソフトウェア管理のすすめ」(http://www2.accsjp.or.jp/sam/)よりダウンロードできます。







すぐに始めるソフトウェア管理



社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5F

TEL: 03-5976-5175 FAX: 03-5976-5177

● ACCS ホームページ http://www2.accsjp.or.jp/

■ソフトウェア管理のすすめ http://www2.accsjp.or.jp/sam/